



【発信日】令和4年8月25日

【問い合わせ先】

大野市役所（1階 11番窓口）

くらし環境部交通住宅まちづくり課 担当 川島

電話 0779-64-4815 内線 1702

「〈改訂〉大野市都市マスタープラン（案）」に関するパブリックコメント手続の実施について

大野市では、次のとおりパブリックコメント手続を実施しますのでお知らせします。

1	政策等の案の名称	〈改訂〉大野市都市マスタープラン（案）
2	実施機関	大野市長
3	趣旨	都市マスタープランは、市の都市計画に関する基本的な方針を定めたものです。 現在本市が取り組んでいるデジタル化や脱炭素、健幸のまちづくりといった新たな要素、人口減少の中にあっても助け合い支え合う持続可能な地域づくりの考え方などを追加し、時代にあわせた計画に改訂します。
4	意見等を提出できる方	次のいずれかに該当する方 ① 市内に住所を有する人 ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③ 市内の事務所又は事業所に勤務する人 ④ 市内の学校に在学する人 ⑤ 市に対して納税義務を有する個人及び法人その他の団体 ⑥ ①～⑤のほか、本事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

5	政策等の案の公表	<p>(1) 公表の日 令和4年9月1日(木)</p> <p>(2) 入手方法</p> <p>①指定場所での閲覧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所1階市民ホール</li> <li>・結とびあ</li> <li>・和泉地域交流センター</li> <li>・各公民館</li> <li>・図書館</li> </ul> <p>②インターネット(大野市公式ホームページからダウンロード)</p> <p>③担当課での貸し出し</p>
6	意見等の受付期間	令和4年9月1日(木)から令和4年9月30日(金)まで
7	意見等の提出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住所、氏名(団体名)、連絡先その他提出できる方であることがわかる事項</li> <li>・該当箇所(○ページ○行目)</li> <li>・意見等</li> </ul> <p>を記載し、次のいずれかの方法で提出してください。その際、必要に応じて意見提出用紙(<a href="#">市ホームページ</a>からダウンロード)をご利用ください。</p> <p>①指定場所(第5項参照)への書面の提出(提出用紙を備え付けます)</p> <p>②郵便</p> <p>③ファクシミリ</p> <p>④電子メール</p> <p>※電話などの口頭によるご意見は受け付けません。</p> <p>※必要事項の記入がない場合はご意見が無効となる場合があります。</p>
8	意見等の取扱い	<p>提出された意見等を考慮して本案件についての意思決定を行い、次に掲げる事項について公表します。ただし、大野市情報公開条例第7条に規定する公開しないことができる情報(個人情報など)に該当するもの、本件に係わりのないもの、賛否の結論のみを示したものは除きます。</p> <p>①提出された意見等の概要</p> <p>②提出された意見等に対する実施機関の考え方</p> <p>③本計画案を修正した場合における修正の内容</p>
9	問い合わせ先	<p>大野市くらし環境部交通住宅まちづくり課 (大野市役所1階①番窓口)</p> <p>〒912-8666 大野市天神町1番1号</p> <p>電話 0779-64-4815(内線1702) ※電話での意見提出は不可</p> <p>ファクシミリ 0779-66-1118</p> <p>Eメール koutu@city.fukui-ono.lg.jp</p>